

亀田郷土地改良区  
新潟県新潟市江南区東早通1丁目2番25号  
〒950-0148 TEL 025 (381) 2131 FAX 025 (382) 6756  
ホームページ <http://www.kamedagou.jp>

発行責任者  
理事長 杉本 克己

● 亀田郷土地改良区シンボルカラー ● 農地 ● 水をイメージ



組合員 4,482人：横越 930 / 大江山 780 / 亀田 701 / 両川 459 / 曾野木 483 / 鳥屋野 135 / 山潟 221 / 石山 220 / 大形 553 平成31年3月31日現在

理事	事業副部長	総務副部長	事業部長	総務部長	副理事長	理事長
渡辺 昭雄 (鳥屋野)	野上 敏 (曾野木)	佐藤 清一 (両川)	田中 作一 (大形)	青木 清 (横越)	田中 敏明 (山潟)	杉本 克己 (亀田)

【新理事】



杉本理事長(亀田)



田中副理事長(山潟)

任期満了に伴う役員（理事）改選が行われ、去る4月11日に理事会を開催し、新理事の互選により理事長・副理事長および総務・事業部の正副部長が選任され、新しい体制が決まりました。

理事長挨拶

杉本 克己

組合員の皆様には日頃より当改良区の事業運営等につきまして、ご支援ご協力を賜り心より感謝を申し上げます。さてこの度、4月11日の理事会において、新たな理事体制の中で理事の互選により理事長に就任させて頂きました。責任の重さを痛感しております。

私自身、亀田郷土地改良区に関わったのは、43年前に亀田郷第一次訪中団に参加し、佐野藤三郎元理事長に出会ったのがきっかけです。以後これまでずっと、土地改良区や亀田郷地域センターと縁がありました。佐野元理事長から教わったのは、農民のために尽力するということです。平成20年に亀田工区から総代に出させてもらい圃場整備を進めようとしたのですが、当時はなかなか順調には進みませんでした。2年前に機会があり、土地改良区理事および亀田工区長に就任しました。この頃は、財政の基金残高減少が激しいということが問題になっており、私も問題解決に力を注いでおりました。

この度、理事長に就任することとなりましたが、まずは財政問題に全力をあげて早急に解決の道筋を示したいと考えています。その上で、今、亀田郷の農業に求められている圃場整備を重点的に進めたいと考えています。

なぜ圃場整備をしなくてはならないのか。

日本の農業生産額は減少傾向にあり、中でも稲作に関しては全体額でも1戸当たりでも低迷が続き、農業経営は非常に厳しくなっています。後継者不足も深刻で、亀田郷でも、農業後継者が分区で1～2人、中には誰もいないという分区もあります。このままでは、農業の担い手が減り、農地や用排水施設の管理も困難になってきます。圃場整備を行い機械の大型化を図れば、それらの心配がなくなります。幸い横越工区の小杉地区において、258ヘクタールの県営圃場整備事業が今年度、調査計画地区決定の運びとなります。この動きを全郷に展開していきたいと考えています。当改良区の財政面では現在厳しいものがありますが、国や県と連携を取りながら、さまざまな制度を有効に活用し、事業を進めて参りたいと思います。

また、人づくり、地域づくりも進めて参りたいと考えています。工区単位では、行政や農協など関係機関と農家の皆さんが意見交換する機会を設けているところがあります。全郷でも、このような機会を設けることができると考えています。改良区の業務体制についても、業務の簡略化、効率化、人材の有効活用を図り、役職員一体となって、組合員の皆さまの負託に応えたいと思います。皆さまのご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。

# 令和元年度 予算概要

## 賦課金10a当たり1万1500円に据え置き

### はじめに

本年度より、土地改良区会計基準に従った複式簿記会計へ移行しました。一般会計は、これまでの一般会計、管財特別会計、決済金特別会計、環境用水特別会計、農業基盤整備事業、農地耕作条件改善事業を含めた会計。特別会計は、亀田郷発電事業と小杉地区経営体育成基盤整備事業としております。今後はより財務状況を把握し、運営体制を整えて参ります。

令和元年度の賦課金は、新年度予算編成にあたり総務部会、理事会を経て、一般管理費、維持管理費等の経費節減を行い、制度基金の充当により、田で10a当たり1万1500円に据え置くことになりました。農地転用に伴う決済金については、田で10a当たり63万8千円、畑10a当たり15万9千円となりました。

令和元年度の一般会計予算は、16億4,507万円となりました。

一般管理費では、役員報酬の削減、運営事務費で職員給与、福利厚生費等の削減、事務所費支出で事務所の管理費等の削減を行いました。維持管理費では、揚排水機費で機場の夜間停止による電力の節減を行っておりますが、電力費の高騰により増額となっております。共通道

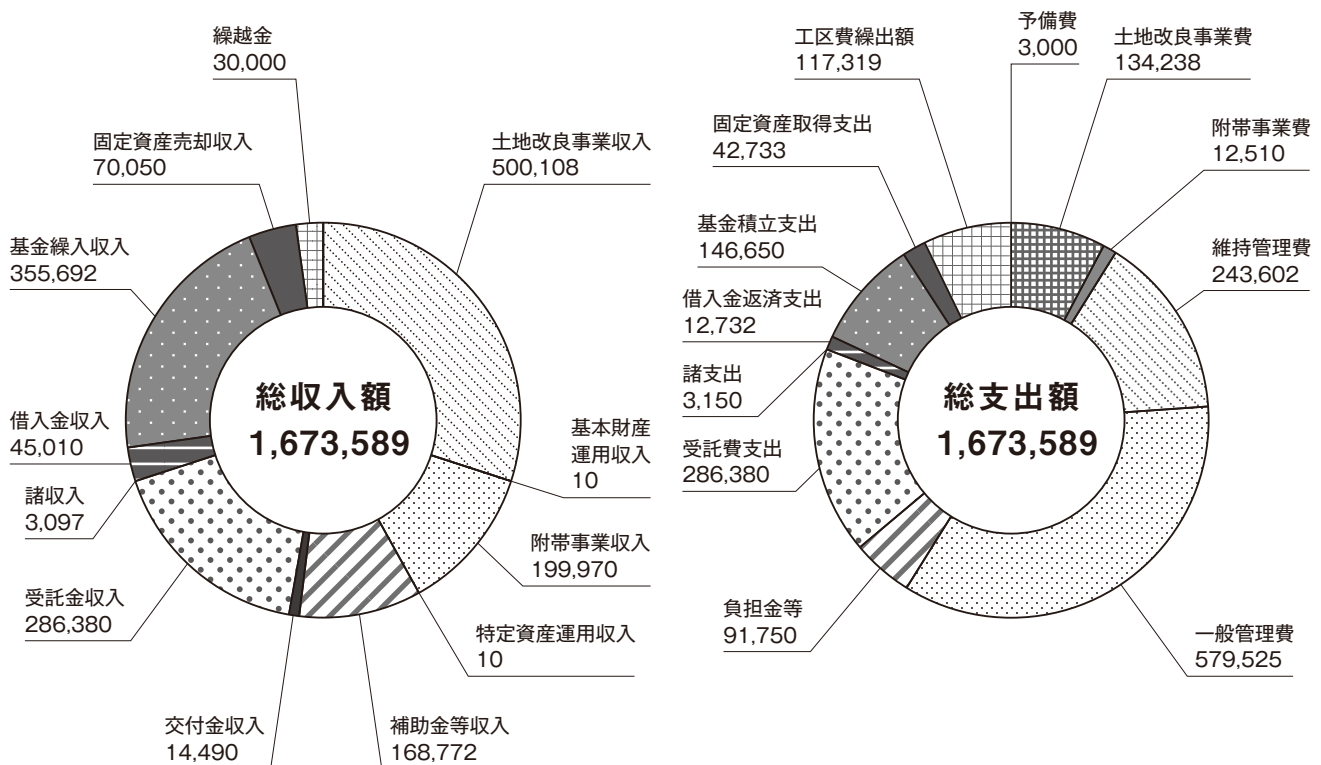
水路管理費は前年度比694万円減額、各区道水路管理費は603万円減額としました。土地改良事業費では3,780万円の増額です。受託費では8億1,356万円の減額となりました。

特別会計亀田郷発電事業の予算額は3,241万円。特別会計小杉地区経営体育成基盤整備事業費の予算額は751万円。一般会計と合計した総予算額は、16億7,358万円（但し、会計間の繰入・繰出は除く）です。

総予算に対する主な収入財源は、土地改良事業収入30%、附帯事業収入12%、補助金等収入10%、基金繰入収入21%です。これに対し主な支出は、土地改良事業費8%、維持管理費15%、一般管理費35%、受託費支出17%です。

### 令和元年度 総予算額分析グラフ

単位：千円



# 令和元年度 管内事業

## 【県営事業】

地盤沈下対策事業は、引き続き新潟南部8期地区と亀田郷阿賀地区において、阿賀用水路の改修を進めます。また、昨年度事業採択された新潟中東地区では、大形東部用水路・山崎排水路・山二ツ排水路の3路線で家屋調査を実施し、大形東部用水路・山崎排水路の2路線で改修工事に着手します。

基幹水利施設ストックマネジメント事業亀田郷地区では、糸魚堀排水路（L=663m）、本所排水路（L=300m）の補修工事を実施します。なお、本所排水路は発注のみで工事は次年度となります。

## 【団体営事業】

水利施設の安全対策として、農業水路等長寿命化・防災減災事業袋津排水路地区で転落防止柵を設置し、新興住宅地における水路の安全対策の強化を図ります。

農村地域防災減災事業（実施計画策定）亀田郷第6地区では、新規事業地区の早期事業化に向けた実施計画策定を行います。

地域農業水利施設ストックマネジメント事業（保全計画策定）は亀田郷第8地区を立ち上げ、揚水機場・用排水路の計14施設の保全計画策定を行います。

新潟県基盤整備促進事業茗荷谷第2地区は、本年度測量試験を行い、来年度工事着工となります。

定額助成事業は、新規に亀田郷第4地区・亀田郷第5地区を立ち上げ、簡易圃場整備や先進的省力化技術導入（給排水遠隔制御装置設置）を実施します。上早・木津・二本木地区は、昨年からの継続で先進的省力化技術導入を実施します。

経営体育成促進換地等調整事業（小杉地区）では、換地計画の樹立及び換地設計基準作成を行います。

## 【その他事業】

国営造成施設管理体制整備促進事業（阿賀野川左岸地区）では、地域における用排水路の維持管理活動の体制強化を図り、維持管理費の負担軽減につなげます。

土地改良施設維持管理適正化事業は、定期的な施設の補修整備に対応するため、計画的に加入・施工を行っています。本年度は茗荷谷揚水機場のポンプ等の分解整備を実施します。

新潟市農業土木支援事業においては、各工区からの申請により用排水路等の補修を行います。

多面的機能支払交付金は、支援業務を土地改良区が受託し、支援室において地元活動組織と連携しながら、円滑な事業の推進に努めます。

ほか、機場管理、浄化用水・環境用水の導入、用排水路移設補償工事等、新潟県・新潟市と協力しながら事業を推進します。

## 令和元年度 補助事業等実施計画

区分	事業名	地区名	新規継続	実施年度	R1 要求額 (千円)	R1 割当額 (千円)	H30 補正額 (千円)	改良区 負担額 (千円)	概要
県営	基幹水利施設ストックマネジメント事業	亀田郷	継続	H26～R1	300,000	130,000	170,000	45,000	糸魚堀排水路、本所排水路補修
	地盤沈下対策事業	新潟南部8期	継続	H21～R1	200,000	200,000			阿賀幹線用水路改修、駒込用水分水工
	地盤沈下対策事業	亀田郷阿賀	継続	H28～R5	3,000	3,000			阿賀用水路 埋戻土一時置き場の借地契約
	地盤沈下対策事業	新潟中東	継続	H30～R8	200,000	170,000	30,000		家屋調査3路線、改修工事2路線
	経営体育成基盤整備事業（※詳細は5面参照）	小杉	新規	R1～R3	14,000	14,000		1,750	調査計画
団体営	農業水路等長寿命化・防災減災事業	袋津排水路	新規	R1	2,400	2,400		336	転落防止柵設置
	耕作条件改善事業（定額助成）	亀田郷第4	新規	R1	7,112	7,112			簡易圃場整備
	耕作条件改善事業（定額助成）	亀田郷第5	新規	R1	10,381	10,381			簡易圃場整備、先進的省力化技術導入支援
	耕作条件改善事業（定額助成）	上早・木津・二本木	継続	H29～R1	2,768	2,768			先進的省力化技術導入支援
	農村地域防災減災事業（実施計画策定）	亀田郷第6	繰越	R1	9,700	9,700			排水機場2箇所、排水路1路線 実施計画策定
	地域農業水利ストックマネジメント事業（保全計画策定）	亀田郷第8	新規	R1	48,230	48,230			揚水機場3カ所、用水路8路線、排水路3路線 保全計画策定
	新潟県基盤整備促進事業	茗荷谷第2	新規	R1～R2	10,000	10,000			測量試験
	経営体育成促進換地等調整事業	小杉	新規	R1～R2	5,750	5,742		1,149	換地計画の樹立及び換地設計基準作成
その他	新潟市農業土木支援事業	各工区	継続	R1	4,000	2,328		1,164 (各区)	2区
	土地改良施設維持管理適正化事業	茗荷谷揚水機場	新規	R1	16,100	16,100			茗荷谷揚水機場2号主ポンプ・電動機・真空ポンプ分解整備
	国営造成施設管理体制整備促進事業	阿賀野川左岸	継続	H12～R4	20,252	20,252			強化支援費
	多面的機能支払交付金（農地維持）（資源向上(共同)）	東・中央・江南部会	継続	H26～R5		162,523			8工区（10組織）
	多面的機能支払交付金（資源向上(長寿命化)）	東・中央・江南部会	継続	H26～R5		59,600			7工区（7組織）
	受託事業（用排水路移設補償工事）	新潟中央環状線	新規継続	R1		170,000			用排水路移設補償工事等 3地区

# 平成31年度 通常総代会開催報告

平成31年3月8日亀田郷土地改良区大ホールにおいて、平成31年度通常総代会が開催され、議長に山倉徳太郎総代（大江山）、副議長に蒲澤吉守総代（鳥屋野）を選出し、平成31年度収支予算案ほか24議案について、原案どおり議決及び承認されました。

## 平成31年度 通常総代会（平成31年3月8日）

### 付議事項

- 認第1号 専決処分の承認について
- 議第1号 平成30年度受託事業（用排水路移設補償工事）の変更について
- 議第2号 平成30年度受託事業（田んぼダム排水施設設置工事）の変更について
- 議第3号 平成30年度収支補正予算案について
- 議第4号 平成30年度一般会計事業費の繰越明許費について
- 議第5号 県営小杉地区経営体育成基盤整備調査計画事業の施行申請について
- 議第6号 団体営小杉地区経営体育成促進換地等調整事業の施行について
- 議第7号 団体営茗荷谷第2地区新潟県基盤整備促進事業の施行について
- 議第8号 団体営袋津排水路地区農業水路等長寿命化・防災減災事業の施行について
- 議第9号 団体営亀田郷第4地区耕作条件改善事業（農業基盤整備促進事業）の施行について
- 議第10号 団体営亀田郷第5地区耕作条件改善事業（農地耕作条件改善事業）の施行について
- 議第11号 団体営亀田郷第8地区地域農業水利施設ストックマネジメント事業（保全計画策定）の施行について
- 議第12号 平成31年度新規土地改良施設維持管理適正化事業の加入について
- 議第13号 平成31年度受託事業（用排水路移設補償工事）について
- 議第14号 定款変更について
- 議第15号 規約の一部改正について
- 議第16号 利水調整規程について
- 議第17号 会計細則の変更について
- 議第18号 報酬・費用弁償・旅費ならびに退職給与金支給規程の一部改正について
- 議第19号 平成31年度賦課金について
- 議第20号 平成31年度収支予算案について
- 議第21号 平成31年度長期借入について
- 議第22号 平成31年度基金積立金の一時流用について
- 議第23号 平成31年度賦課金の徴収期日および方法について



## 短 信

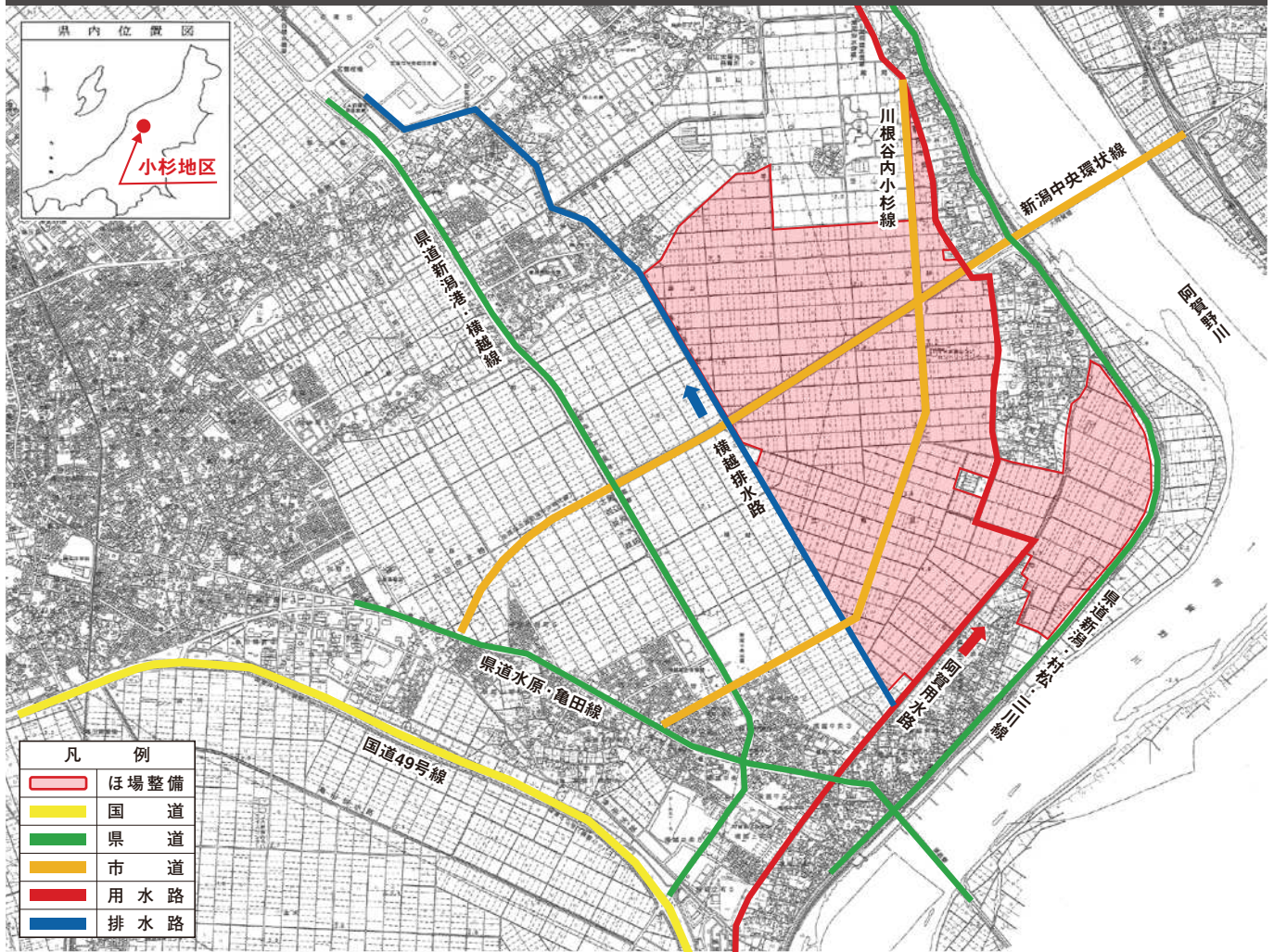
<ul style="list-style-type: none"> <li>10月 1日 財政・組織改革検討会</li> <li>10日 事業部会</li> <li>18~19日 役員研修</li> <li>24日 財政・組織改革検討会</li> <li>25日 監事会</li> <li>26日 総務部会</li> <li>〃 理事会</li> <li>29日 工事入札</li> <li>11月 5日 監事会（中間監査）</li> <li>9日 小杉地区ほ場整備推進協議会換地研修会</li> <li>12日 新潟市土地基盤整備促進協議会 関係組織提案要望</li> <li>15日 財政・組織改革検討会</li> <li>19日 理事会</li> <li>21日 選挙公告（監事総選挙）</li> <li>29日 工事入札</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30日 臨時総代会</li> <li>〃 役員（監事）総選挙 選挙会</li> <li>12月 3日 財政・組織改革検討会</li> <li>4日 事業部会</li> <li>6日 理事会</li> <li>12日 監事会（地区事務所監査）</li> <li>17日 報酬審議委員会</li> <li>19日 財政・組織改革検討会</li> <li>〃 監事会</li> <li>20日 職員昇給・昇格審議委員会</li> <li>25日 財政・組織改革検討会</li> <li>27日 総務部会</li> <li>〃 理事会</li> <li>1月 11日 監事会</li> <li>〃 理事会</li> <li>16日 報酬審議委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>17~18日 北陸農政局提案要望</li> <li>21日 理事会</li> <li>〃 総務部会</li> <li>30日 財政・組織改革検討会</li> <li>2月 6日 理事会</li> <li>15日 財政・組織改革検討会</li> <li>25日 監事会</li> <li>26日 理事会</li> <li>27日 選挙公告（理事総選挙）</li> <li>〃 監事会</li> <li>3月 8日 平成31年度通常総代会</li> <li>19日 財政・組織改革検討会</li> <li>〃 理事会</li> <li>20日 亀田郷用水管理委員会総会</li> </ul>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

# 小杉地区経営体育成基盤整備事業について

新潟県より経営体育成基盤整備事業の調査計画地区に小杉地区（A=258.8ha）が決定されました。今年度の取り組みは、下表のとおりです。

地区名	受益面積	令和元年度の取り組み
小杉地区	258.8ha	・調査計画事業の実施 ・農地等状況調査 ・ほ場整備事業に関する意向調査

## 令和元年度新規採択希望（調査地区） 経営体育成基盤整備事業 新潟県小杉地区計画一般図



凡 例	
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	ほ場整備
<span style="border: 1px solid yellow; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	国道
<span style="border: 1px solid green; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	県道
<span style="border: 1px solid orange; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	市道
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	用水路
<span style="border: 1px solid blue; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	排水路

## 亀田郷用水情報提供のお知らせ

亀田郷土地改良区では、パソコン・携帯電話を使った用水情報の提供を行っております。本田用水の開始時期や中干し、間断運転等のお知らせから、天候等による用水運転の停止や開始状況等、水系毎の用水情報を随時更新いたします。

ご利用頂くための手続きは必要ありません。パソコン・携帯電話をお持ちの方なら、どなたでもごらん頂くことができます。

パソコンからは  
<http://www.kamedagou.jp/keikaku/>

携帯電話からは  
<http://www.kamedagou.jp/i/keikaku/>

かめがほごとうすいじょうほう  
亀田郷土地改良区

用水計画 大小阿賀水系 日程表

（更新15/2）

	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16
	大	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
本田用水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水宮全域で運転中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
阿賀川小	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
阿賀川中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
阿賀川大	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
阿賀川小	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
阿賀川中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
阿賀川大	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
阿賀川小	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
阿賀川中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
阿賀川大	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

このページの著作権 © 2019 Kamedagou Land Improvement District. All rights reserved.

- 本田用水  
水系全域で運転中
- 5/15(木):○
  - 5/16(金):○
  - 5/17(土):○
  - 5/18(日):○
  - 5/19(月):○
  - 5/20(火):○
  - 5/21(水):○

## お 願 い

### 亀田郷全水系における適正な水管理について

いつも用水管理にご協力頂きまして大変ありがとうございます。お陰様で、今年の用水も多少の水不足はあるものの概ね順調に流れております。

しかし、ここ最近大変目につくのが掛け流しです。当土地改良区管内は、限られた揚水量にて賄われております。昨今の農業の兼業化に伴い、とかく以前のような田んぼの見回りをされる方が少なくなってきており、常に用水が掛け流しになっている状況が各地区で見受けられます。特に、ほ場整備事業完了

地区では、用排水路が整備されたためか、一日中用水が掛け流しになっている田んぼが多く見られます。その結果、下流地域の用水不足にとどまらず、全地区にその影響が出ております。

支線までの管理は各地区の調整委員の方が自分の農作業の時間を割いてまでも行っている状態です。そういう状況でありますので、個人の水口の管理につきましても掛け流しをしない適正な取水管理をして頂く様、宜しくお願い致します。

### 土地改良区施設の維持管理について

皆さまの田んぼや畑周りの農道・水路敷の維持管理は、地元分区或いは工区で行う作業と地先の方々が自主的に行っている作業の相互扶助で成り立っております。

地元分区或いは工区が実施する除草作業は年2回行っており、農道の砂利敷などは地元分区の要望を取りまとめ各工区ごとに計画的に行い、用水前の浚渫などは分区が中心となり作業が行われております。

しかし、その年の気候や場所によっては草の生育状態、用排水路における泥の堆積状態が毎年異なることからそれら以外の維持管理作業は地先の皆さまにお願いしているところです。

近年、各地区では出入り作が特に多くなっております。地先の皆さまにはご負担をかけることとなりますが、日々の維持管理にご理解ご協力をいただきたくよろしくお願いいたします。



### 農作業事故に注意しましょう

当改良区管内でこの4月、農作業中の死亡事故、重傷事故が発生しました。

農林水産省の調査によると、農作業中の死亡事故は、全国で年間350件前後発生しています。これは、10万人あたりの死亡事故件数で比較すると、建設業の約3倍、一般の交通事故の約5倍にもなります。

普段慣れている作業でも危険が伴うことを再認識し、農作業事故の防止と安全作業の徹底に努めましょう。

#### 農作業事故防止のポイント

- 除草剤散布など、トラックの荷台で作業するときや、トラクター等で圃場に入るときは、勾配や段差に十分注意し、転倒や転落を防ぎましょう。
- 転落や飛散物との衝突によるケガ防止のため、ヘルメットを着用しましょう。
- 農業機械の点検は、周囲をよく確認し、必ずエンジンを止めてから行いましょう。
- シートベルトの着用を徹底するとともに、早めにライトを点灯しましょう。
- 適度に休息をとり、ゆとりをもって作業しましょう。

## 土地改良区からのお願い

### 組合員資格得喪通知について（農地法第3条）

土地改良区の賦課台帳は、組合員皆さまからの届出によって更新されます。農地を売ったり買ったりした場合は、速やかに「組合員資格得喪通知書」をご提出ください。手続を怠りますと農地を移動したのいつまでも組合費が掛かることになります。

なお、「組合員資格得喪通知書」をご提出いただいた際は、土地改良区の方で賦課地の調査等を行い、場合によっては必要な手続きをお願いしますので、ご理解、ご協力の程お願い申し上げます。

### 農地の転用について（農地法第4条・第5条）

ご自分の農地を自ら転用する場合や農地を売ったり貸したりして転用する場合、土地改良区への申請と共に決済金が必要となります。

#### ◆ 決済金とは

- ・区域内における農地を宅地や公共事業用地（道路、水路敷等）など農地以外の用途に転用されますと当該受益面積が減少し、償還金や将来の維持管理費を残された農地の組合員が負担することになり、その過重負担を招くことのないように農地を転用するとき土地改良法（第42条）に基づき一定額を納めていただくものです。
- ・決済金の算定にあたっては毎事業年度のはじめに次年度以降の債務額、県営事業分担金、団体営事業負担金のほか将来の維持管理費や事務費なども組み入れて算定し、理事会において決済金の額を決定しています。
- ・令和元年度の農地転用に伴う決済金は、平成31年2月6日の理事会において次のとおり決定いたしました。

#### 決済金算出調書

一般会計債務額	178,347 千円
団体営事業費	7,150 千円
揚排水機費	2,928,600 千円
共通道水路管理費	2,956,740 千円
各区道水路管理費	1,548,060 千円
維持管理諸経費	16,431,600 千円
県営事業分担金	40,490 千円
県営維持管理費負担金	289,500 千円
合計	24,380,487 千円
対象面積（田換算）	3,820.5 ha
決済金額（田10 a 当たり）	638,149 円

田 638,000円（10 a 当たり）  
畑 159,000円（10 a 当たり）  
（地目変更は、10 a 当たり479,000円）

### 他目的使用について

土地改良区が管理する農道や水路を農業以外の目的で使用する場合、土地改良区の許可が必要となりますので、速やかに「土地改良財産他目的使用申請書」をご提出ください。

使用期間は最大で5年間です。引き続き使用する場合は更新手続きが必要です。

無断で使用している場合、直ちに撤去命令を発し、原形に復するため復旧工事等の費用をご負担いただきます。

なお、広告看板は許可いたしません。

他目的使用に伴う納入額は次のとおりとなります。

1. 使用料金（5年分）
 

① 乗入れ（橋など）	1㎡当たり7,200円／5年間
② 浄化槽排水	1人槽当たり1,800円／5年間
③ ガス管・上下水道管	家庭引込 免除
2. 消費税（現行8%）

### 手数料について

土地改良区の許可書、同意書、意見書又は証明書その他これに類する文書を交付する場合は、手数料1,000円と消費税（現行8%）を納入いただきます。

### 賦課内訳書の確認について

賦課令書の配布に併せて賦課内訳書もお送りしております。今一度、現在ご自身がお持ちの農地をご確認いただきますようお願い申し上げます。

何かお気付きの点やご不明な点等ございましたら、地区事務所までお問い合わせください。

ご指摘の点につきましては、実地調査し、所定の手続きを行った上で処理させていただきます。

### 申請様式のダウンロードについて

土地改良区への申請や届出等の様式がホームページからダウンロードできます。形式はExcel（エクセル）とWord（ワード）をご用意しましたのでご利用ください。

なお、ご提出いただく際は、関係図面や関係資料の添付を要しますので、ご不明な点は、土地改良区本部又は本部1Fの各地区事務所へお問い合わせください。

ホームページアドレスは次のとおりです。

<http://www.kamedagou.jp/download/>

### 不法投棄の防止にご協力をお願いします

例年、農道或いは用排水路にさまざまな廃棄物が投棄されます。毎年6月には亀田郷一斉清掃において、組合員の皆様からご協力いただき清掃活動を行っておりますが、一部の心無い人によって農地を取り巻く環境が脅かされています。施設の維持管理に支障が出るばかりか多額の処理費も掛かっています。

不法投棄は犯罪です。目撃された方は、車のナンバー等を控え、最寄りの警察署や土地改良区本部、各地区事務所へご一報ください。

# 亀田郷地域センターだより

一般財団法人 亀田郷地域センター

〒950-0148  
新潟県新潟市江南区  
東早通1丁目2番25号  
(亀田郷土地改良区2階)

TEL (025) 381-7816  
FAX (025) 381-1215  
HP <http://www.kchiikicenter.jp>

地域センターは、農家の皆様をご支援し、農業の発展を通して地域に貢献いたします。

## 亀田駅で新米コシヒカリをPR

平成30年10月5日（金）午後6時30分より、亀田郷産米の消費拡大を目的に、帰宅する人達で混み合う亀田駅連絡通路において、炊きたての新米おにぎりを無料配布しました。主催は亀田農業者会議と当地域センターで、江南区役所、JA新潟みらい、NPO法人環境パル21からの後援、協力のもと開催しました。

用意したおにぎりは、亀田産の新米コシヒカリで、具には藤五郎の梅干しを使用しました。亀田農業者会議の新保会長によるカウントダウンの掛け声で配布がスタートし、300パックのおにぎりは、わずか30分で配り終わる盛況ぶりでした。高校生からは「おいしい」の声が聞かれ、関係者は喜んでおりました。



## 江南区”旬果旬菜”いきいきフェスタ

平成30年10月14日（日）、新潟市中央卸売市場において、江南区役所、JA、土地改良区ほかで構成する実行委員会の主催で、毎年恒例のいきいきフェスタが開催されました。秋晴れの中、大勢の来場客で賑わいました。農産物をはじめとする販売コーナーは、売れ行き好調で、忙しくも嬉しい1日だったようです。

当地域センターは、人気コーナーの「運命の荒縄」において、賞品に「直売所商品券」を提供し、亀田郷内の直売所のPRを行いました。



運命の荒縄 賞品	
賞品名	数量
新潟産コシヒカリ玄米 30kg	1
新潟産コシヒカリ白米 10kg	2
新潟産コシヒカリ白米 3kg	6
農産物直売所商品券 5,000円	2
農産物直売所商品券 2,500円	2
野菜詰めおせきセット	6
餃子セット	6
季節賞	15
※賞品総額(注1)：1日 500円	1日あたり40名
※賞品総額(注2)：1日 100円	1日あたり40名
※賞品：300円相当	10
※賞品：100円相当	30



▲賞品の亀田郷産の米とやさしい